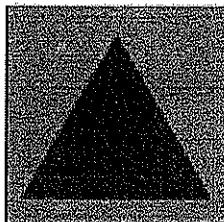


国民保護のしくみと地方自治体の役割



平成17年7月27日
総務省消防庁 国民保護室長
青木 信之

国民保護とは？

- ・万一の武力攻撃や大規模テロの際に、迅速に住民の避難を行うなど、国、県、市町村、住民などが協力して、住民を守るためにの仕組み。
- ・こうした事態を招かないように、最大限の外交努力を行うことは、当然の前提。
- ・あってはならないことに対する万一の備えをすることにより、安全度を高める取組み。
- ・万一のときに、迎撃ばかりにシフトしないよう、常に避難など国民を守る取組みを意識し、実施することを担保するもの。

「あってはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護」

武力攻撃事態の4類型

- ① 着上陸侵攻
- ② 航空機による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ ゲリラ・コマンドワー

(国会審議の中で提示)

緊急対処事態の4類型

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業者等の破壊、石油コンビナートの爆破等)
- ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(ターミナル駅や列車の爆破等)
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)

(国会審議の中で提示)

2

最近のテロ事案等

○ロンドン同時爆破事件 2005年7月7日

【死者 56名 (7月20日現在)】

○スペイン同時多発列車爆破事件 2004年3月11日

【死者190名 負傷者1,400名以上】

○米国同時多発テロ事件 2001年9月11日

- ・ニューヨーク市 国際貿易センタービル 【死者 2,829名】
- ・ワシントンDC 国防総省ビル 【死者 189名】
- ・ペンシルヴェニア州西部 【死者 44名】

○地下鉄サリン事件 1995年3月20日

【死者12名 負傷者5,510名】

○テボドン発射事件 1998年8月31日

・北朝鮮が試験的に発射。日本本土を越え三陸沖に着弾

3

イスラエルの弾道ミサイル被害

【被弾数】 6週間で約40発(1日1発未満)

- ※ うち、1/18と1/25に8発ずつ
- ※ サウジアラビア等他地域分を含めると80発程度発射
- ※ 人口260万人のテルアビブ都市圏域で24発(2日に1発程度)

【弾頭】 全て通常弾頭

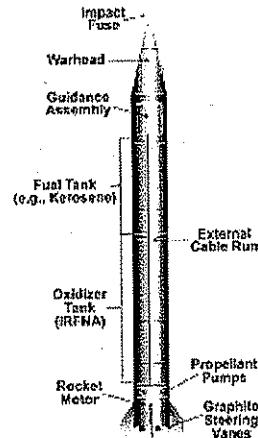
- ※ 【当初】 弾頭に化学兵器の搭載懸念
- 【結果】 全て通常弾頭

【死傷者数】 死者2名、負傷者200名強

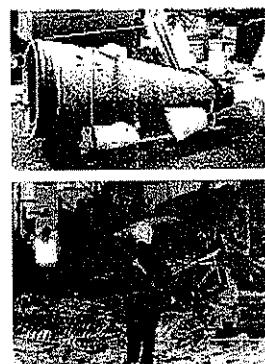
- ※ このほか、
 - 死者5名(心臓発作)、
 - 死者7名(ガスマスクの取扱ミス)
 - 約500名(恐怖による精神障害)

【建物被害】 6000強の家屋、1300のビルが被災

- ※ 火災被害は少ない ← 通常兵器、火気使用の自粛のため
(ガス引火による爆発はあったとの報道)



↑米国国防総省HPより↓



セキュリタリアン平成10年11月号より→

4

江陵事案(北朝鮮潜水艦侵入事案)

【概要】 <1996年9月18日～>

北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸(江陵)で座礁。武装した乗員26名(推定)が韓国領土内に侵入したもの。1ヶ月を超える掃討作戦により、11人が死体で発見、13人射殺、1名逮捕、1名逃走。韓国軍6万人が出動。

- 韓国軍・警察：死亡8人(誤射による死亡4人を含む)
- 一般の民間人：死亡3人(誤射による死亡1人を含む)

【事件の経過】

(※ 韓国における報道に基づき作成)

9月18日 午前2時 座礁潜水艦を発見
午後4時40分 ゲリラ1人逮捕、ゲリラ11人死体発見
午後8時 江陵等に夜間外出禁止令を発令
(江陵一帯に半径50kmの3重包囲網を形成)

19日
～
22日 → ゲリラ9名射殺、韓国兵2名死亡

23日 民間人1人死亡(軍の誤射)
→ 村落住民に避難指示

30日 捜索範囲拡大、夜間通行禁止・入山規制を強化

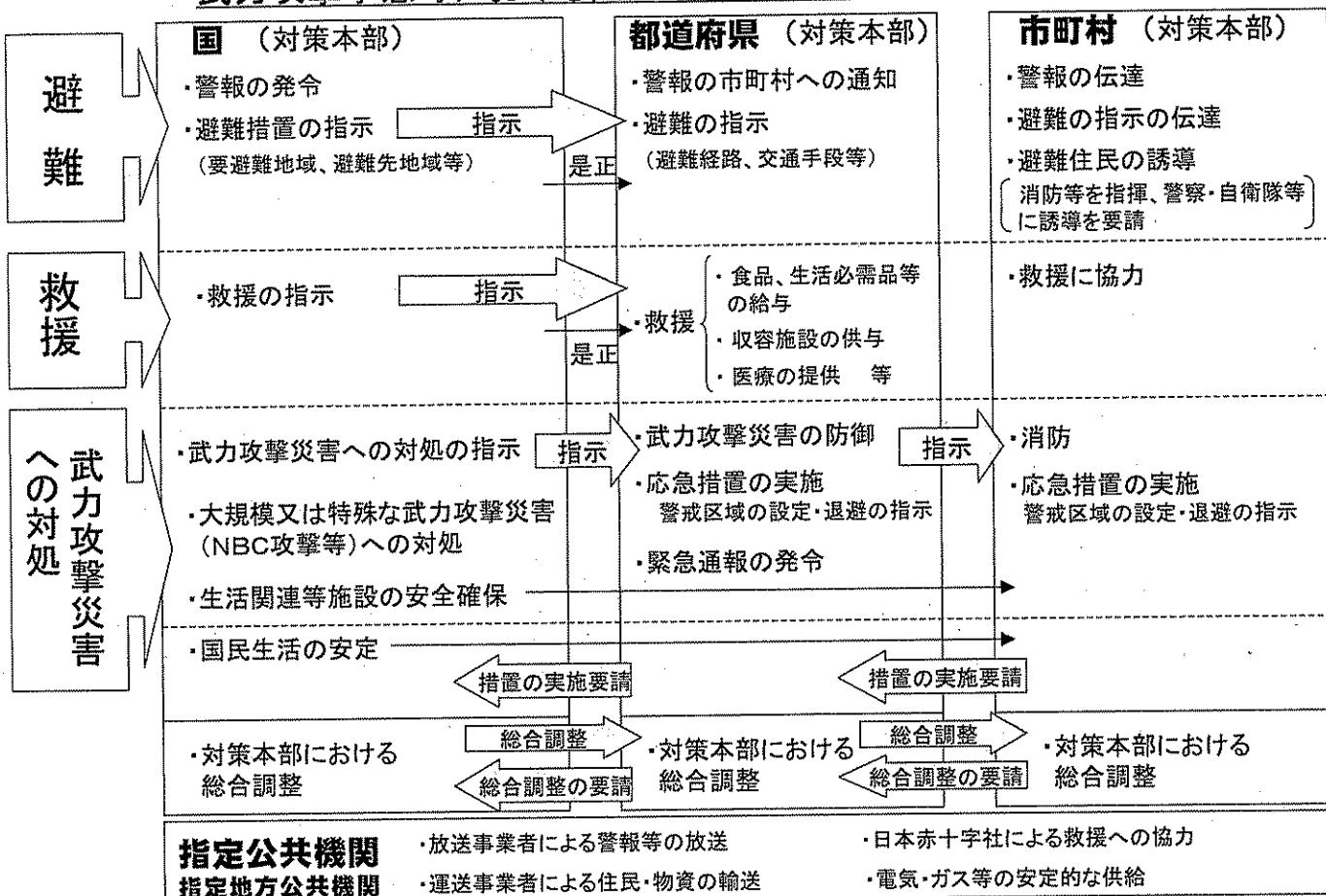


10月9日 民間人3人の死体発見
(潜水艦発見現場より直線距離で43km、山岳移動距離で80～120km)

11月5日 ゲリラ2名射殺、1名は所在不明

5

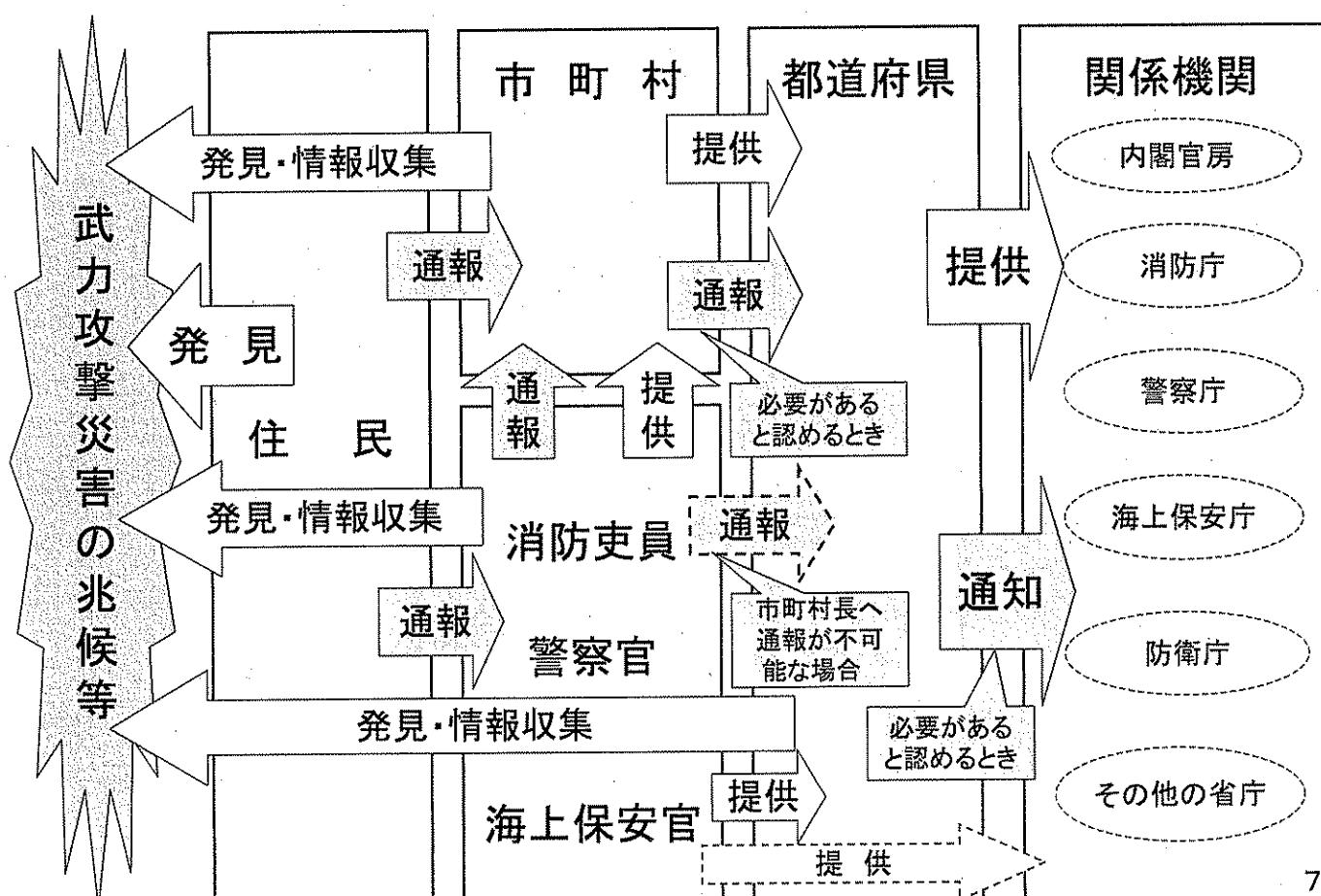
武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

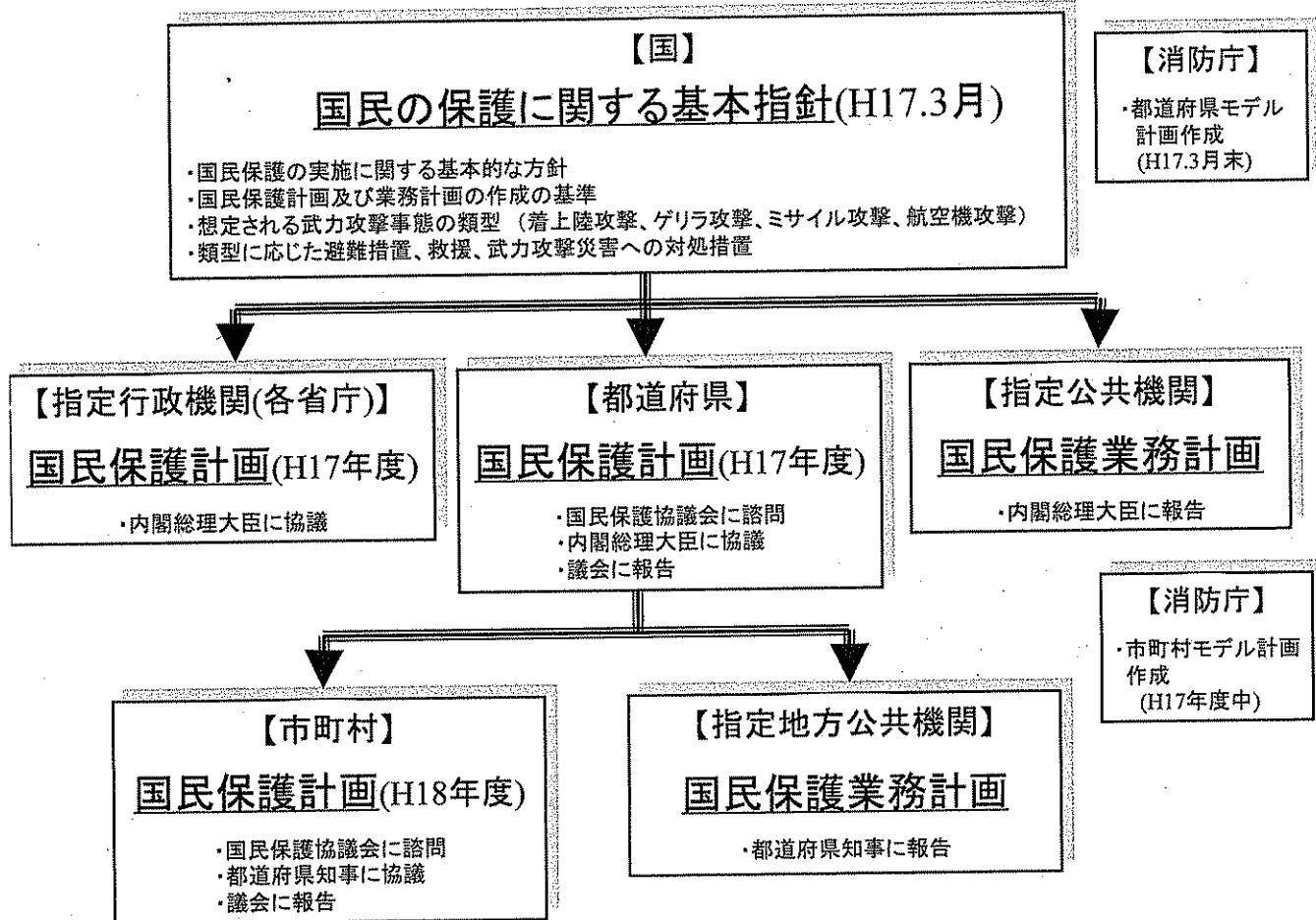
6

国民保護法にかかる情報伝達の仕組み



7

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



8

防災と国民保護①



9

防災と国民保護②

共通点・共通課題

○情報伝達

- 瞬時: J-Alertの整備、同報無線整備
- 代替機能の確保: 衛星携帯電話、ヘリコプターテレビ

○避難

- 要援護者対策
- 避難計画の事前周知や避難訓練が必要
- 自主防災組織の拡大、事業所毎の取組みが重要

○救援の主体は共に県

○24時間即応体制

○備蓄・設備整備

○消防本部との連携

(現在は防災・国民保護は首長部局担当)

10

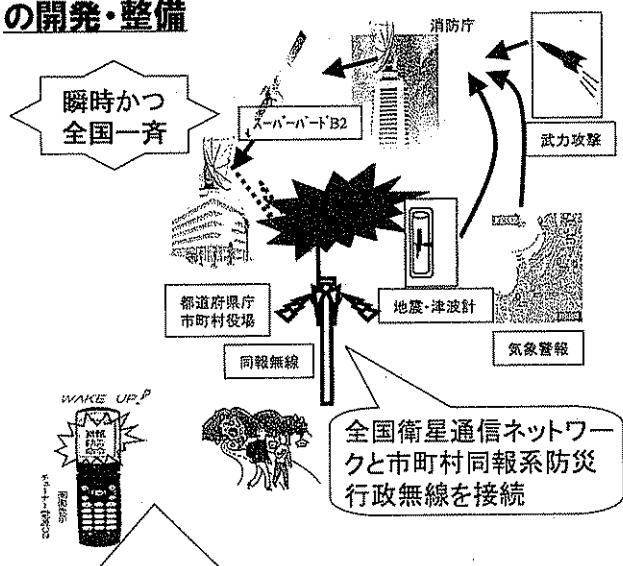
世界最先端の災害緊急情報伝達・収集ネットワーク(麻生ビジョンより)

平成17年度の調査検討事業の概要

- 対処に時間的余裕がない弾道ミサイル発射の際の警報については、住民に対して市町村が防災行政無線等を活用して迅速に警報を伝達することが必要であり、そのシステム整備に必要性について指摘。
- 平成17年度は、消防庁から衛星通信ネットワークを通じて直接地方公共団体の防災行政無線を起動し、サイレンを吹鳴させるとともに、国民保護法に基づく警報などの防災情報を住民に伝達することについて調査検討を行う。

災害情報の瞬時伝達システムの構築

○ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の開発・整備



○携帯電話・テレビの自動起動・警報受信 ・地上デジタル放送技術を活用し、開発・普及を促進。

11

国民の保護に関する基本指針(抄)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

2 避難措置の指示

(4)避難に当たって配慮すべき事項

① 避難に当たって配慮すべき地域特性等

○沖縄県の住民の避難については、…。このため、国は、…沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものである。

ア 航空又は海上による避難のための運送手段の確保等

・国〔内閣官房、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、…沖縄関連路線に係る航空機及び沖縄関連航路に係る船舶等の優先的な確保を依頼することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保に努めるものとする。…。

12

・国〔防衛庁、海上保安庁〕は、自ら保有する航空機及び船舶により、可能な限り避難住民を運送するものとする。

イ 陸路による避難のための運送手段及びルートの確保

・国、沖縄県及び沖縄県下の市町村は、避難に利用可能な公的機関が保有する車両について把握するよう努めるものとする。また、沖縄県は、…運送事業者の車両保有台数等の必要な情報を把握するよう努めるものとする。

・市町村は、…最寄りの飛行場や港湾までのルート等を検討しておくものとする。

ウ 県外での避難住民の受入れ

・…国〔内閣官房、消防庁、厚生労働省、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

13

国民保護に係る市町村の主な役割

平素の取組み

- 国民保護計画の作成（平成18年度中を目途）
- 国民保護協議会の設置
- 研修及び訓練の実施
- 消防団・自主防災組織の育成・支援

など

事態が生じた場合

- 警報の伝達
- 避難住民の誘導
- 退避の指示、警戒区域の設定等の応急措置
- 都道府県との役割分担に基づく救援等
- 安否情報の収集、報告等

など

14

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近傍の堅牢な施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、……

15

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する(この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。)
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待つことのない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるよう広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

避難の指示(一例)

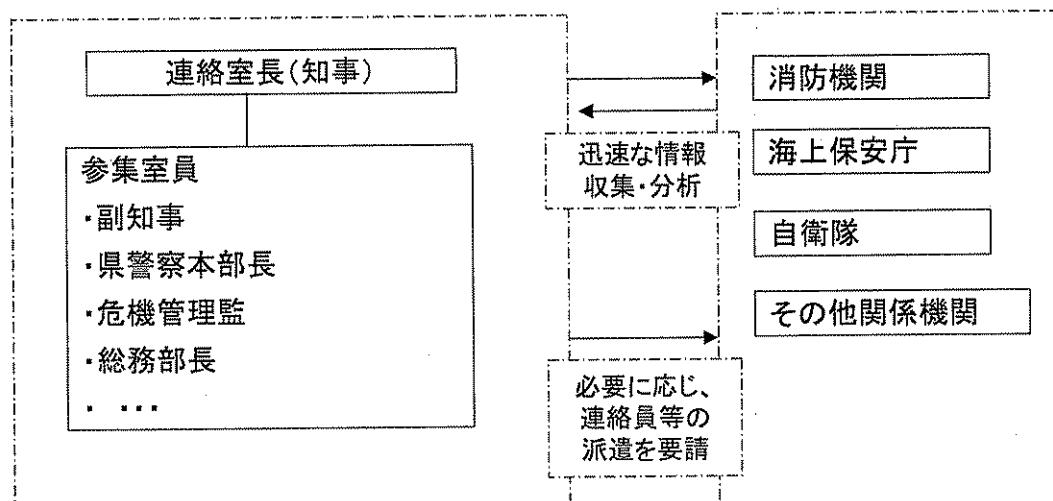
- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が……。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険が伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

16

事態認定前における初動体制

- ① 現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握したときには、国へ通知。
- ② 緊急事態連絡室(仮称)を設置し、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じ迅速に情報収集及び分析を実施。
- ③ 関係機関により講じられる、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置について、総合的に推進し、被害の最小化を図る。

◎【県緊急事態連絡室(仮称)の構成等】<イメージ>



17

都道府県における取組み状況

(平成17年7月15日時点で消防庁に報告のあったもの)

国民保護協議会の設置状況等

- 全都道府県で条例制定
- 38県で協議会委員を任命、第1回目の協議会を開催

指定地方公共機関の指定状況

- 44都府県で指定

国民保護計画の作成状況

- 3県で県としての計画案を公表
(今後、基本指針等も踏まえた上で、国に協議することとされている)
 - ・ 埼玉県 平成16年11月11日公表
 - ・ 福井県 平成16年12月27日公表
 - ・ 鳥取県 平成17年 2月 7日公表

18

今後の国民保護に関する取り組み

市町村国民保護モデル計画の作成

留意事項

- ・ 市町村の組織・体制の整備、消防団、自主防災組織等との連携
- ・ 災害時要援護者に対する配慮、大都市や山間部などの地域特性 など

※ 避難実施要領のパターンの作成に資するよう「避難マニュアル」を作成

各種システムの検討

- ① 警報伝達システムの検討
 - ・ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)として検討
(弾道ミサイル攻撃のような対処に時間的余裕がない場合の伝達方法)
- ② 安否情報システムの検討
 - ・ 法律上、初の安否情報の収集・提供等の枠組み
 - ・ 個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な事務を行えるシステムを検討

国民への周知・啓発等

- ① 国民への周知：国民への周知や啓発の取り組みを強化
(住民の視点から取るべき措置についての各種啓発資料を作成)
- ② 訓練の実施：国と地方公共団体との合同による実動及び図上による訓練を推進

19